2　新令第二十五条第二項の規定は、施行日以後に設立された所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）第五条の規定による改正後の消費税法第十二条の二第一項に規定する新設法人が施行日以後に新令第二十五条第二項に規定する特例申告書の提出に係る課税貨物又は同項に規定する特例申告に関する決定に係る課税貨物の保税地域からの引取りを行った場合について適用する。

財務大臣　菅　直人
内閣総理大臣　鳩山由紀夫

印紙税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年三月三十一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第五十五号

印紙税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）の施行に伴い、及び印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）別表第一第十号の規定に基づき、この政令を制定する。

印紙税法施行令（昭和四十二年政令第百八号）の一部を次のように改正する。

第二十七条の次に次の一条を加える。

（保険証券に該当しない書面を交付する保険契約の範囲）

第二十七条の二　法別表第一第十号の定義の欄に規定する政令で定める保険契約は、次に掲げる契約とする。

一　人が外国への旅行又は国内の旅行のために住居を出発した後、住居に帰着するまでの間における保険業法（平成七年法律第百五号）第三条第五項第一号又は第二号に掲げる保険に係る保険契約

二　人が航空機に搭乗している間における保険業法第三条第五項第一号又は第二号に掲げる保険に係る保険契約

三　既に締結されている保険契約（以下この号において「既契約」という。）の保険約款（特約を含む。）に次に掲げる定めのいずれかの記載がある場合において、当該定めに基づき当該既契約を更新する保険契約（当該既契約の更新の際に法別表第一第十号の定義の欄に規定する規定により、当該既契約の保険者から当該既契約の保険契約者に対して交付する書面において、当該保険契約者からの請求により同号に掲げる保険証券に該当する書面を交付する旨の記載がある場合のものに限る。）

イ　既契約の保険期間の満了に際して当該既契約の保険者又は当該既契約の保険契約者のいずれかから当該既契約を更新しない旨の意思表示がないときは当該既契約を更新する旨の定め

ロ　既契約の保険期間の満了に際して新たに保険契約の締結を申し込む旨の書面を用いることなく、当該既契約に係る保険事故、保険金額及び保険の目的物と同一の内容で当該既契約を更新する旨の定め

四　共済に係る契約

附　則

この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

財務大臣　菅　直人
内閣総理大臣　鳩山由紀夫

国税徴収法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年三月三十一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第五十六号

国税徴収法施行令の一部を改正する政令

内閣は、国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）第七十七条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

国税徴収法施行令（昭和三十四年政令第三百二十九号）の一部を次のように改正する。

第三十五条第三項中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八　厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第二十五条第三項（存続組合の業務等）に規定する存続組合が行う厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令（平成十四年政令第四十五号）第二十五条の二第一項（特例老齢農林一時金の支給）に規定する特例老齢農林一時金の支給に関する制度

附　則

この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

財務大臣　菅　直人
内閣総理大臣　鳩山由紀夫

租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年三月三十一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第五十七号

租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）の施行に伴い、並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三条の二第十三項、第十五項、第十七項、第十九項、第二十一項、第二十三項、第二十五項及び第二十七項、第三条の二の二第五項、第八項、第十一項、第十四項及び第十八項、第三条の三、第五条の二第七項、第六条の二第八項並びに第七条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令（昭和六十二年政令第三百三十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令

第一条中「租税条約」の下に「（相手国等）」を加え、「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に改め、「規定する租税条約」の下に「、相手国等」を加える。

第二条の二第一項中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に改め、同条第二項の表及び同条第三項の表中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第四項中「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に改める。

第二条の三第一項の表及び同条第二項の表中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第三項中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に改め、同条第四項の表及び同条第五項の表中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に改め、同条第四項の表及び同条第五項の表中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に、